

児童手当拡充に伴う申請はお済みですか

児童手当法の改正により、令和6年10月分(12月支給分)から支給対象を高校生年代まで拡大したほか、第3子以降の支給額増額、所得制限の撤廃等が行われました。

児童手当の認定・増額のために手続きが必要となる可能性がある人には、令和6年9月までに個別通知を発送しています。まだ申請がお済

みでない人の令和6年10月に遡及して受給できる申請期限は、3月31日(月)(郵送の場合は必着)までです。必ず期限までに申請をお願いします。

■手続きが必要な人

▶高校生年代(児童が18歳到達後の最初の3月31日)の児童のみを養

育し、児童手当を受給していない人

▶所得上限限度額を超過し、児童手

当も特例給付も受給していない人

▶高校生年代までの児童の兄弟等

(18歳～22歳)を含む3人以上の子を養育している人

※主たる生計者が公務員の場合は勤

務先へ問い合わせてください。

次回の児童手当の振込日は
2月10日(月)

令和6年10月分(令和6年12月支給分)から振込日が年3回から年6回に変更になりました。

次回の振込日は2月10日(月)です。ただし、口座への振り込みが完了する時間は金融機関によって異なるため、通帳の記帳等による振込額の確認は、振込日の翌日以降に行ってください。

問家庭支援課 (☎983-1112)

施設等利用給付認定について

国の制度に基づき、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している3～5歳児(教育部分については、

満3歳以上)および0～2歳児の住民税非課税世帯等の子どもの保育料や施設・事業の利用料等が無償とな

ります(給食費・教材費・行事費等の実費料金は対象外)。

なお、利用する施設やサービスにより「施設等利用給付認定」の手続きが必要となりますので、新たに施設・事業の利用を検討されている人は、左の表を確認の上、申請受付期限までに申請してください。

■施設等利用給付認定の手続き

認定区分により申請要件が異なります。また、利用する施設・事業により無償化の対象となる料金および料金の月額上限が異なります。

詳細は、子育て支援課で配布して

いる「施設等利用給付認定申請要項」で確認してください(市ホームページにも掲載)。

■必要書類

①施設等利用給付認定申請書

②保育を必要とする理由の確認書類(2号認定または3号認定を希望する場合のみ)

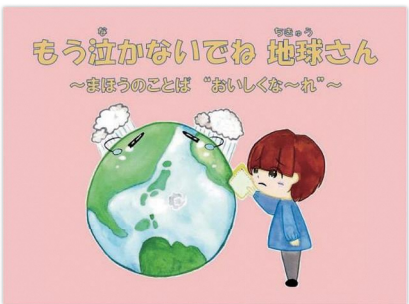
※必要書類は子育て支援課窓口、市ホームページから入手可。

■申請受付期限

令和7年4月1日からの認定を希望する場合の受付期限は3月19日(水)までです。

問子育て支援課 (☎983-1107)

環境教育絵本完成披露読み聞かせ会



包括連携協定を締結している摂南大学との連携により「食品ロス削減」をテーマにした環境教育絵本「もう泣かないでね 地球さん」=写真=が完成しました。

完成を記念して、読み聞かせ会を開催します。ぜひお越しください(参加無料)。

※この絵本は、読み聞かせ会後に市

内の図書館に配架します。

■日時

3月1日(土)
午前10時～11時30分

■場所

文化センター3階
第6・7講習室(和室)

■対象者

市内在住で未就学児～小学3年生

のお子さん(保護者同伴必須)

■定員 先着10組

■申込方法 右記のQRコードをスマホ等で読み込み、市ホームページ内にある申込フォームから申請

※申請フォームは2月3日(月)午前9時からアクセス可。



問環境政策課 (☎983-2795)

企業版ふるさと納税の寄附について

12月25日(水)に株式会社近畿地域づくりセンターさまから150万円の寄附を受け、1月14日(火)に同社代表取締役社長の^{なかばやしまさし}小林正司さん(写真左)に感謝状を贈呈しました。

寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に活用させていただきます。ありがとうございます

ございました。

※企業版ふるさと納税に関することは、市ホームページをご覧ください(右記のQRコードを読み込むとご覧いただけます)。



問政策企画課 (☎983-1004)

4月1日から 精神障害者保健福祉手帳による J R 運賃割引がスタート

令和7年4月からJ R各社において、精神障害者保健福祉手帳所持者に対する運賃割引制度が始まります。

割引制度を利用するには、手帳に「第一種」「第二種」の区分の記載が必要です。また、手帳に顔写真の貼付がないと割引が受けられない場合があります。

す。

現在お持ちの手帳に区分の記載や写真貼付がない人は、障がい福祉課窓口にて申請が必要です。

※制度の詳細は、市ホームページをご確認ください。



問障がい福祉課 (☎983-2129)